

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (1) 概要

昭和61年4月より実施されている現行年金制度においては、国民年金は従来の自営業者等だけでなく被用者本人及びその被扶養配偶者にも適用され、全国民に共通する基礎年金を支給する制度となった。民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険や公務員等を対象とする4つの共済組合はその上乘せとして報酬比例の年金を支給する制度とされ、公的年金制度は全体としていわゆる二階建ての構成をとっている。

なお、公的年金制度の大宗を占める国民年金、厚生年金保険の主な内容は、「(2)国民年金、厚生年金保険制度の概要」のとおりである。

第VII-1表 各社公的年金制度の適用人員及び受給権者数

第VII-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

(昭和61年3月末現在)(単位:人)

	適用人員	受給権者 総数	老齢(退職) 年金	障害年金	遺族(母子、 準母子、遺児、 寡婦)年金
総数	58,236,696	21,147,488	17,561,202 (13,849,807)	1,269,671	2,316,613
国民年金	提出年金	8,836,601	8,346,372 (6,845,879)	320,538	169,691
	福祉年金	—	—	—	633
厚生年金保険	27,068,283	7,245,660	5,333,226 (3,266,951)	265,185	1,647,249
船員保険	166,081	138,812	90,424 (74,569)	6,859	41,529
国家公務員等共済組合	1,781,399	1,076,138	839,664 (829,340)	12,765	223,709
地方公務員等共済組合	3,295,334	1,091,926	879,557 (830,461)	17,818	194,551
農林漁業団体職員共済組合	488,127	152,201	123,577 (91,958)	3,079	25,545
私立学校教職員共済組合	346,936	69,121	54,547 (16,770)	868	13,706

資料: 総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

(注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。

なお、( )内は老齢(退職)年金の受給権者数のみを再掲したものである。

2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。

3. 国民年金(福祉年金)は受給権者数のうち、全額支給停止者を除いた数を計上してある。

#### 公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

(国民年金)

(62年4月現在)

被保険者	保険者	保険料	国庫負担
第1号被保険者 (日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者等)	国	第1号被保険者7,400円 第2号及び第3号被保険者については、被用者年金制度が基礎年金の給付に要する費用を提出金としてまとめて提出する。	基礎年金の給付に係る費用の3分の1
第2号被保険者 (厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員)			
第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満のもの)			

(被用者年金)

制 度	被 保 険 者	保 険 者	保 険 料	国庫負担
厚生年金保険	民間サラリーマン(65歳未満、船員)を含む。	国	12.4% (女子11.45%(注1) 坑内員船員13.6%)	基礎年金の給付に係る費用の3分の1(ただし、地方公務員等共済組合は地方公共団体負担)
国家公務員等共済組合	国家公務員	国家公務員等共済組合連合会	12.26%	
	旅客鉄道会社等の社員	日本鉄道共済組合	16.99%	
	日本電信電話株式会社社員	日本電信電話共済組合	11.64%	
	日本たばこ産業株式会社社員	日本たばこ産業共済組合	14.13%	
地方公務員等共済組合	地方公務員	地方公務員共済組合連合会 地方2組合	(一般)13.95% (11.16%(注2))	
私立学校教職員共済組合	私立学校教職員	私立学校教職員共済組合	10.2%	
農林漁業団体職員共済組合	農協等の職員	農林漁業団体職員共済組合	13.4%	

(注1) 女子の保険料率は、昭和62年10月から11.6%。

(注2) ( )内は標準報酬ベースに換算したものである。

第VII-2表 年金額等の国際比較

第Ⅶ-2表 年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー)職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者自営業者等	一般被用者
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	65歳	男子60歳 女子55歳
老齢(退職)年金額(月額)	(1985年7月)労働者年金・職員年金の平均 85,462円 (1,054.7マルク)	(1985年1月)単身 48,343円 (1,744.0クローネ) 夫婦 79,062円 (2,852.2クローネ)	(1985年11月)単身 51,460円 (166.42ポンド) 夫婦 82,363円 (266.36ポンド)	(1985年1月)全受給者平均 単身 109,990円 (461.1ドル) 夫婦 166,429円 (697.7ドル)	(1985年3月)全受給者平均 116,234円
老齢年金額/平均賃金(製造業)(1983年)	38.2%	36.1%	42.9%	43.0%	39.8%
保険料率(1985年)	192.0/1,000(労使折半)	94.5/1,000(事業主、自営業者負担)	194.5/1,000(本人) 90.0/1,000(本人) 104.5/1,000(事業主)	114.0/1,000(労使折半)	男子95.4/1,000(労使折半) (総報酬換算) (標準報酬ベースでは124/1,000)
国庫負担	拠出金で不足する費用を負担(1983年、給付費の約18.5%)	拠出金で不足する費用を負担(1984年、給付費の約24%)	全保険料収入の9%(1985年)	原則としてなし	基礎年金拠出金に係る費用の3分の1

資料：厚生省年金局調べ

- (注) 1. 老齢年金/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。換算レートはIMF "International Financial Statistics"による。  
 2. スウェーデンについては、基礎年金のほかに1960年に附加年金制度が設けられており、1985年1月において平均年金月額は67,722円(2,443.08クローネ)、保険料率は100.0/1,000(事業主負担、1984年)となっている。  
 なお、1985年においては基礎年金受給者の65%が受給している。

## 第2編

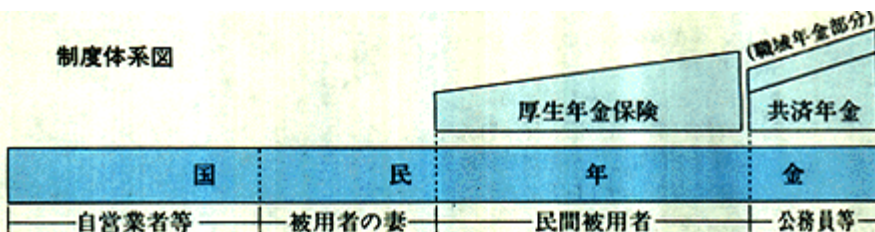
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (2) 国民年金,厚生年金保険制度の概要

---

制度体系図



① 国民年金

適用	ア. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(イ,ウを除く)(第1号被保険者) イ. 厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員(第2号被保険者) ウ. イの被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)(第3号被保険者) (注) 任意加入……60歳以上65歳未満の者, 20歳以上65歳未満の国外居住の日本人等
----	--

給付	支給対象	年金額
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の65歳以上の者 (注) 年金受給に必要な加入期間については, 生年月日に応じた経過措置あり。	626,500円(月額52,208円) 保険料納付済期間が480月未満の者は 626,500円× $\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}}{480}$ (注) 年金額の計算については, 生年月日に応じた経過措置あり。
障害基礎年金	① 被保険者であるときに初診日のある傷病により, その初診日から1年6ヵ月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき, 以下「障害認定日」という)に障害の状態(注1)にある者(一定の保険料納付要件あり。(注2)) ② 被保険者であるときに初診日のある傷病により, 障害認定日において障害の状態になかったが, その後重症化し, 65歳に達するまでの間に障害の状態(注1)となり請求を行った者(同上) ③ 軽い障害の状態にある者が, 被保険者であるときに初診日のある傷病(「基準傷病」という。)と併合して, 障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて障害の状態(注1)になった場合(同上)	1級 783,100円 (月額65,258円) 2級 626,500円 (月額52,208円) (子の加算額) 第1・2子 各187,900円 (月額15,658円) 第3子以降 各 62,700円 (月額 5,225円)

給付	支給対象	年金額
障害基礎年金	20歳前に障害となった者が20歳になったときは, 障害基礎年金を支給(本人所得制限あり。) (注1) 障害等級………1, 2級 (注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要(注3) (注3) 初診日が昭和71年4月1日前にある傷病については直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい。	
遺族基礎年金	被保険者(注1), 老齢基礎年金の受給権者等が死亡した場合の遺族(注2) (注1) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して被保険者期間の3分の2以上であることが必要 (注2) 子のある妻, 子	626,500円(月額52,208円) (子の加算額) 第1・2子(子が受給権者の場合は2子のみ) 各187,900円(月額15,658円) 第3子以降 各 62,700円(月額 5,225円)

(注) 上記給付以外に寡婦年金及び死亡一時金の給付がある。  
また, 年金額については物価スライド等の改定措置がある。

② 厚生年金保険

適用	民間事業所の一般被用者のうち65歳未満の者 サービス業等の業種の事業所及び5人未満の従業員を使用する事業所のうち、法人形態以外のものは任意適用
----	--

給付	支給対象	年金額
老 齢 厚 生 年 金	① 老齢基礎年金と併給の老齢厚生年金 老齢基礎年金の支給対象と同じ	① 老齢厚生年金(65歳以上から老齢基礎年金と併給)  (注1) (注2) $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000}) \times \text{被保険者}$ (注3) 期間) + 加給年金額

給付	支給対象	年金額
老 齢 厚 生 年 金	② 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上であり、老齢厚生年金の受給に必要な加入期間の要件を満たしている60歳(注1)以上65歳未満の退職者(注2) (注1) 女子の支給開始年齢は昭和75年まで段階的に60歳に引き上げ、坑内員、船員は55歳 (注2) 被保険者であっても報酬の低い者には年金額の一部を支給	(注1) 厚生年金保険の全被保険者期間の報酬の平均、過去の報酬は現在の価値に再評価する。 (注2) 乗率 $\frac{7.5}{1,000}$ については、生年月日に応じた経過措置あり。 (注3) 老齢厚生年金の加給年金額(被保険者期間240月以上のとき) 配偶者 187,900円(月額15,658円) 第1・2子 各187,900円(月額15,658円) 第3子 62,700円(月額5,225円) ② 特別支給の老齢厚生年金 1,298円(注1) × 被保険者期間(420月を超えるものは420月) + 平均標準報酬月額 × $\frac{7.5(注1)}{1,000}$ × 被保険者期間) + 加給年金額(注2) (注1) 単価(1,298円) × 乗率 $(\frac{7.5}{1,000})$ については、生年月日に応じた経過措置あり (注2) 加給年金額は、①の老齢厚生年金と同様。

障 害 厚 生 年 金	① 被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは、治ったとき、以下「障害認定日」という。)に障害の状態(注1)にある者(一定の保険料納付要件(注2)あり) ② 被保険者であるときに初診日のある傷病により、障害認定日において障害の状態になかったが、その後重症化し、65歳に達するまでの間に障害の状態(注1)となり請求を行った者(同上) ③ 軽い障害の状態にある者が、被保険者であるときに初診日のある傷病(「基準傷病」という。)と併合して、障害認定日以後65歳に達するまでの間に初め	1級 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000}) \times \text{被保険者期間} \times 1.25$ + 配偶者加給年金額(障害基礎年金1級と併給) 2級 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000}) \times \text{被保険者期間}$ + 配偶者加給年金額(障害基礎年金2級と併給) 3級 $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{被保険者期間}$ 最低保障 469,900円(月額39,158円) (注) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする。
----------------------------	---	---

給付	支給対象	年金額
障 害 厚 生 年 金	て障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態になった場合(同上) (注1) 障害等級……1, 2, 3級 (注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要(注3) (注3) 初診日が昭和71年4月1日にある傷病については直近の1年間で保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい。	配偶者加給年金額 187,900円(月額15,658円)

遺 族 厚 生 年 金	<p>被保険者(注1)、障害厚生年金受給権者(1、2級)、老齢厚生年金受給権者等が死亡した場合の遺族(注2)</p> <p>(注1) 遺族基礎年金と同様の要件が必要</p> <p>(注2) 子のある妻、子、子のない妻、夫、父母、孫、祖父母(夫、父母、祖父母については死亡時55歳以上(60歳までは支給停止))</p>	<p>遺族厚生年金(子のある妻・子については、原則として遺族基礎年金と併給)</p> <p>平均標準報酬月額 <math>\times \frac{7.5}{1,000} \times</math> 被保険者</p> <p>(注) <math>\frac{3}{4}</math></p> <p>期間 <math>\times \frac{3}{4}</math></p> <p>(注) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする。子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等は、40歳から65歳に達するまで469,900円を加算する。</p>
----------------------------	--	---

(注) 上記給付以外に障害手当金の給付がある。  
また、年金額については物価スライド等の改定措置がある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(3) 厚生年金保険の適用状況等

第VII-3表 厚生年金保険適用状況の推移

第VII-3表 厚生年金保険適用状況の推移

年度末	事業所数	船舶所有者数	被保険者(人)				
			船員以外の被保険者				船員保険 (任職含む)
			総数 (任職含む)	男子	女子	坑内員	
57	1,000,788	10,610	26,030,633	17,665,576	8,211,899	29,340	192,794
58	1,010,787	10,280	26,363,844	17,848,299	8,354,488	28,142	185,184
59	1,020,560	9,949	26,755,307	18,108,916	8,484,142	26,857	177,020
60	1,029,992	9,570	27,068,283	18,344,115	8,572,685	25,496	166,081
61	1,049,799	9,308	26,837,984	18,168,757	8,531,323	20,158	156,254

資料：社会保険庁調べ

第VII-4表 厚生年金保険平均標準報酬月額推移

第VII-4表 厚生年金保険平均標準報酬月額推移 (単位：円)

年度末	船員以外の被保険者				船員保険 (任職含む)
	平均 (任職含む)	男子	女子	坑内員	
57	206,904	241,861	132,549	278,622	255,312
58	212,666	248,448	137,149	287,147	261,352
59	219,956	256,872	142,162	294,727	270,434
60	231,161	270,435	148,177	303,757	280,073
61	236,772	276,333	153,580	311,278	279,949

資料：社会保険庁調べ

第VII-5表 厚生年金保険(旧船員保険)受給者の推移



第Ⅶ-5表 厚生年金保険(旧船員保険)受給者の推移 (単位:人)

種別	年度末	昭和57年度	58	59	60	61
総数		103,357	112,538	122,635	135,653	141,432
老齢給付		61,756	69,121	77,524	88,487	94,003
障害給付		5,592	5,629	5,718	5,779	5,732
遺族給付		36,009	37,788	39,393	41,387	41,697

資料: 社会保険庁調べ

第Ⅶ-6表 厚生年金保険(旧法・新法)受給者の推移

第Ⅶ-6表 厚生年金保険(旧法・新法)受給者の推移 (単位:人)

種別	年度末	昭和57年度	58	59	60	61	(新法)
総数		5,491,077	5,957,061	6,453,604	6,999,302	7,318,745	269,192
老齢給付		4,050,813	4,427,961	4,831,107	5,283,532	5,601,475	185,543
障害給付		197,675	205,229	212,046	219,959	221,059	11,118
遺族給付		1,242,589	1,323,871	1,410,451	1,495,811	1,496,211	72,531

資料: 社会保険庁調べ

第Ⅶ-7表 厚生年金保険(旧法・新法)給付費の推移

第Ⅶ-7表 厚生年金保険(旧法・新法)給付費の推移 (単位:千円)

種別	年度末	昭和57年度	58	59	60	61	(新法)
総数		4,855,942,706	5,310,923,778	5,898,343,963	6,652,034,249	7,380,555,256	299,045,400
老齢給付		3,841,916,037	4,235,064,229	4,736,446,745	5,384,320,741	6,027,992,696	233,724,354
障害給付		184,362,996	192,032,404	202,971,636	218,427,220	231,667,902	6,960,265
遺族給付		829,663,675	883,827,145	958,925,583	1,049,286,289	1,120,894,657	58,360,782

資料: 社会保険庁調べ

第Ⅶ-8表 厚生年金保険(旧船員保険)給付費の推移

第Ⅶ-8表 厚生年金保険(旧船員保険)給付費の推移 (単位:千円)

種別	年度末	昭和57年度	58	59	60	61
総数		139,489,884	155,976,216	176,417,887	205,971,612	226,483,933
老齢給付		97,494,712	111,281,787	129,701,185	155,332,442	173,420,235
障害給付		7,323,650	7,651,133	7,915,185	8,387,286	8,652,765
遺族給付		34,671,522	37,043,297	38,801,517	42,251,883	44,410,932

資料: 社会保険庁調べ

第Ⅶ-9表 船員保険(新法)受給者及び給付費

第Ⅶ-9表 船員保険(新法)受給者及び給付費

(昭和61年度末)

	受給者数 (人)	給付費 (千円)
総数	42	59,465
障害給付	14	18,914
遺族給付	28	40,552

資料：社会保険庁調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (4) 国民年金の適用状況等

第VII-10表 国民年金の被保険者数

第VII-10表 国民年金の被保険者数 (昭和61年度末 単位：人)

	総数	小計	任意加入		第2号被保険者	第3号被保険者
			第1号被保険者	被保険者		
総数	63,317,220	19,513,901	18,954,658	559,243	32,874,643	10,928,676
男子	31,745,064	9,151,763	9,022,025	129,738	22,562,915	30,386
女子	31,572,156	10,362,138	9,932,633	429,505	10,311,728	10,898,290

資料：社会保険庁調べ

第VII-11表 国民年金(旧法)受給者の推移

第VII-11表 国民年金(旧法)受給者の推移 (単位：人)

年金種別	年度末				
	57	58	59	60	61
総数	7,169,642	7,685,732	8,162,145	8,675,069	8,884,586
老齢給付	6,755,012	7,256,934	7,716,495	8,218,920	8,447,403
障害給付	269,945	286,378	302,049	317,485	313,775
遺族給付	144,685	142,420	143,601	138,664	123,408

資料：社会保険庁調べ

第VII-12表 国民年金(旧法)給付費の推移

第VII-12表 国民年金(旧法)給付費の推移 (単位：千円)

年金種別	年度末				
	57	58	59	60	61
総数	2,161,765,170	2,308,463,937	2,493,741,480	2,735,880,930	2,889,756,868
老齢給付	1,909,882,597	2,048,956,873	2,220,156,874	2,447,358,913	2,587,445,823
障害給付	173,093,220	183,173,390	196,527,559	213,136,402	226,667,457
遺族給付	78,789,353	76,333,673	77,057,047	75,385,613	75,643,589

資料：社会保険庁調べ

(注) 61年度老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む)は、受給者1,686,120人、給付費550,341,269千円である。

第VII-13表 基礎年金受給者・給付費(昭和61年)

第VII-13表 基礎年金受給者・給付費(昭和61年)

	受給者	給付費
総数	840,830人	585,379,088千円
老齢給付	122,648	41,328,984
障害給付	702,482	530,223,505
遺族給付	15,700	13,826,599

資料：社会保険庁調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

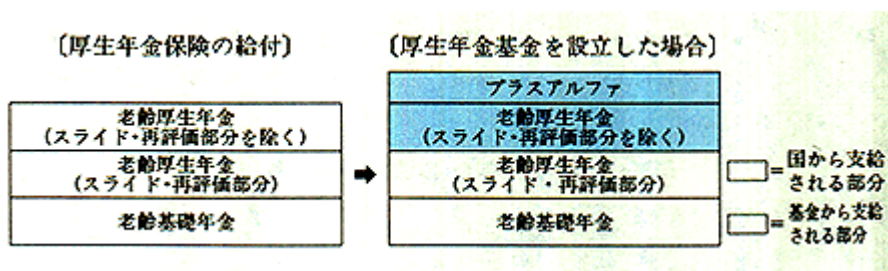
#### VII 年金保障

##### (5) 企業年金

企業年金は、公的年金を補完し、老後生活の多様なニーズに応えるものとして、その役割が高まってきている。わが国の企業年金には、厚生年金基金、適格退職年金、石炭鉱業年金基金、企業が給付原資を社内に留保して行う自社年金がある。このうち、厚生省が所管している制度は、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金である。

各企業年金の概要(加入者数は昭和61年度末現在)

**厚生年金基金** 厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人で、老齢厚生年金の給付の一部を代行するとともに、これに基金独自の終身にわたる上乗せ給付が義務づけられているなどその給付は公的年金としての性格をもっており、老後の所得保障機能が強く企業年金の中心をなす制度となっている。(加入者数726万人)



**適格退職年金** 税法上の一定要件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について、年金の掛金や積立金に税制上の措置を講じる制度で実施主体は企業である。(加入者数788万人)

**石炭鉱業年金基金** 石炭鉱業を行う厚生年金保険の適用事業所の事業主の拠出により老齢厚生年金の上乗せ給付等を行っている。(加入者数2万人)

#### 積立金

これら企業年金は、加入員等の受給権を保証する、費用負担の平準化を図ることができること等から、年金給付のための費用を事前に社外に積み立てることとしている。その積立金は毎年増加してきており、昭和61年度末現在、厚生年金基金は14兆4,883億円、適格退職年金は8兆2,597億円、石炭鉱業年金基金は309億円で合わせて22兆7,789億円の積立金があり、毎年約20%の伸びを示している。

#### 1) 厚生年金基金

① 厚生年金基金

事 項		摘 要 (昭和62年度)
目 的		政府管掌の厚生年金保険の老齢厚生年金の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。
設 立 形 態		<ul style="list-style-type: none"> <li>○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立</li> <li>○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立</li> <li>○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立</li> </ul> (注) 設立人員規模は700人以上必要
対 象 者 (加 入 員)		厚生年金保険の被保険者
給 付	給 付 系 (計 算 方 式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代行型 平均標準給与月額 <math>\times \frac{7.5+a}{1,000} \times</math> 加入員期間の月数</li> <li>○加算型 平均標準給与月額 <math>\times \frac{7.5+a}{1,000} \times</math> 加入員期間の月数 + 基金独自の加算部分 (定額加算型と給与比例加算型とがある)</li> <li>○共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額 <math>\times</math> 加入員期間による一定率</li> </ul> ただし、いずれの場合も、厚生年金基金が代行する部分(厚生年金保険の老齢厚生年金のうち標準報酬の再評価及びスライド分を除いた部分)の30%以上を上回る給付を行うことを要する。
	支 給 要 件	加入員期間 1か月以上
	一 時 金 給 付	任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。
財 源	加 入 員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上
	事 業 主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上 基金の掛金 (当該基金の年金給付に必要な掛金) は原則として折半負担とするが、免除保険料率 $\left[ \text{男子} \frac{32}{1,000} \text{ 女子} \frac{30}{1,000} \right]$ を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。

2) 石炭鉱業年金基金

② 石炭鉱業年金基金

(昭和62年度)

事 項		摘 要
目 的		石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。
基金の会員		石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主 (昭和61年度末現在会員数15)
給 付 種 類	対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○坑内員及び坑外員 (昭和61年度末現在 坑内員数13,846人、坑外員数2,770人)</li> <li>○坑内員及び坑外員の遺族</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢年金 (昭和61年度末現在受給権者数 坑内員12,805人、坑外員3,530人)</li> <li>○死亡一時金</li> </ul>
財 源		会員が前年の出炭量に応じて全額負担 (各会員の前年の出炭トン数 $\times$ 70円)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(6) 農業者年金基金

(6) 農業者年金基金

(昭和62年度)

事項	摘 要								
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。</li> <li>○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。</li> </ul>								
事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業者年金給付事業</li> <li>○離農給付金事業</li> <li>○農地売買事業</li> <li>○農地取得のための融資事業</li> </ul>								
対 象 者	国民年金の加入者(第1号被保険者)で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者(昭和61年度被保険者数 782,766人)								
給 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給。65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢基礎年金及び付加年金が支給されるので、1/10に改定される。(年金給付の型)</li> <li>(昭和61年度末受給権者数 470,377人)</li> <li>○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給(昭和61年度末受給権者数 263,134人)</li> <li>他に脱退一時金、死亡一時金がある。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">経営移譲年金</td> <td>経営移譲年金</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金</td> </tr> <tr> <td>国民年金(付加年金)</td> </tr> <tr> <td>国民年金(老齢基礎年金)</td> </tr> <tr> <td>60~64歳</td> <td>65歳以上</td> </tr> </table>	経営移譲年金	経営移譲年金	農業者老齢年金	国民年金(付加年金)	国民年金(老齢基礎年金)	60~64歳	65歳以上
経営移譲年金	経営移譲年金								
	農業者老齢年金								
	国民年金(付加年金)								
	国民年金(老齢基礎年金)								
60~64歳	65歳以上								
財 源	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料 昭和62年1月から月額8,300円(昭和63年1月以後毎年段階的引上げ)</li> <li>○国庫負担 (1)経営移譲年金の給付に要する要用の1/2</li> </ul>								

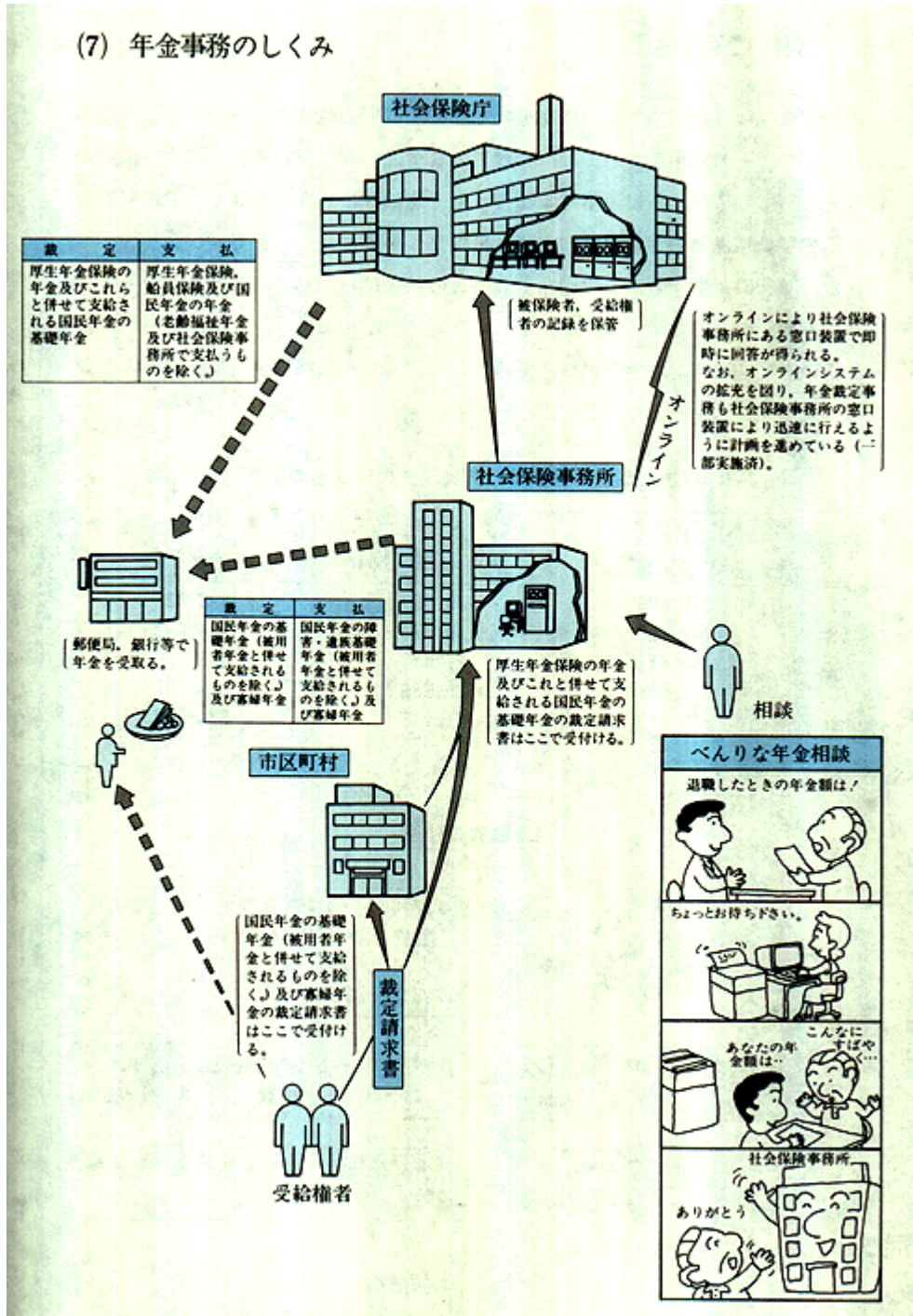


## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (7) 年金事務のしくみ



厚生白書(昭和62年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (8) 年金積立金の運用

厚生年金保険及び国民年金の積立金は昭和62年度で約62兆円に達するものと見込まれている。その運用については、大蔵省の資金運用部に預託され、財政投融资の原資となっているが、新規運用対象額のうち一定割合は、還元融資として住宅資金貸付等の年金被保険者等の福祉向上に直接役立つ事業に充てられている。

また、昭和61年度から、この還元融資事業の状来にわたっての安定した資金の確保を図る観点から資金確保事業が始まり、さらに、昭和62年度からは、将来の保険料負担の上昇を緩和し、年金財政基盤の強化を図るための高利運用事業である年金財源強化事業がスタートした。

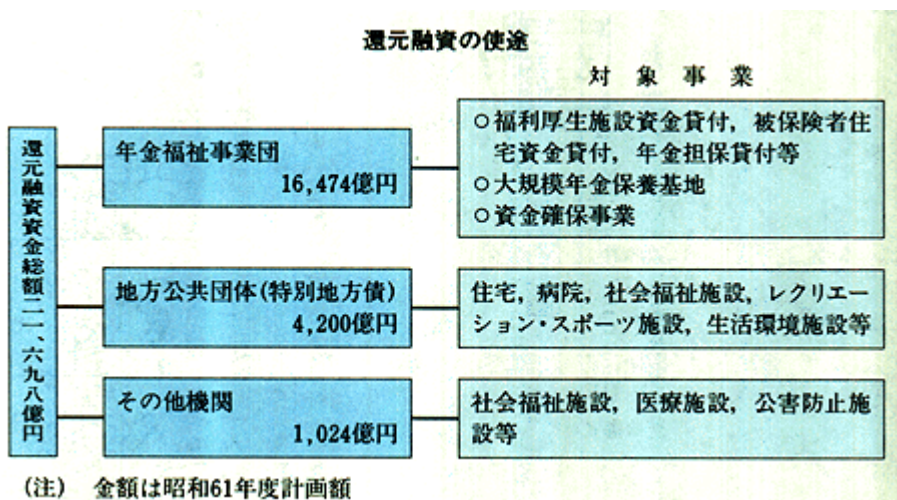
第VII-14表 厚生年金保険、国民年金の積立金の累積状況

第VII-14表 厚生年金保険、国民年金の積立金の累積状況 (単位：億円)

年度	厚生年金保険 積立金累積額	国民年金 積立金累積額	合計
57	365,629	30,699	396,328
58	409,416	29,276	438,692
59	454,843	27,633	482,476
60	507,828	25,939	533,767
61	552,813	21,912	574,725

資料：厚生省年金局調べ

#### 還元融資の使途



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

---

年金福祉事業団は、昭和36年11月に設立された特殊法人であり、厚生年金保険・国民年金の福祉施設の設置を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とするものである。また、昭和61年度からは資金確保事業が、昭和62年度からは年金財源強化事業が始まり、年金積立金自主・有利運用事業が新しい事業として加わることになった。

#### 事業内容

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 1) 大規模年金保養基地の設置運営

---

高齢化社会,余暇の増大といった生活環境の変化を先取りし,我が国に例を見ない大規模な保養基地を設置・運営する事業で、62年度中に最後残った2カ所の整備が完了し、63年4月には13カ所全施設がオープンする。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 2) 福祉施設設置設備資金の融資(61年度融資決定額266億円)

---

事業主等が従業員の利用する社宅,病院,体育館,保養所等の施設を設置する際に必要な資金を融資する制度である。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 3) 被保険者住宅資金の融資(61年度融資決定額11,135億円)

---

被保険者に対して住居の新築・改良やマンション購入に必要な資金を融資する制度である。

---



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 4) 年金担保資金の融資(61年度融資決定額954億円)

---

年金受給者に,生活・医療等に必要な資金を,年金受給権を担保にして融資する制度である。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 5) 資金確保事業(62年度当初運用額5,000億円)

---

年金福祉事業団が行っている還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を図るため、還元融資資金の一部を運用し、これにより積み立てられた積立金の管理を行う事業で、61年度より開始されたものである。

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 年金保障

##### (9) 年金福祉事業団

##### 6) 年金財源強化事業(62年度運用額10,000億円)

---

年金福祉事業団が政府から調達した資金を運用し,これにより生じた収益を国庫に納付することにより厚生年金保険等の給付に要する費用の財源を確保し,年金財政の安定を図ろうとする事業で昭和62年度から新たにスタートしたものである。

---